新規性喪失の例外規定における現状と課題

小坂 賢史

2012年4月1日施行の現特許法では、特許法第30条の新規性喪失の例外規定による救済範囲が拡大され、新しく第2項に「特許を受ける権利を有する者の行為に起因する公表」が追加された。この改正により、大学における特許法第30条を適用した特許出願が増えたことが報告されているが、企業による特許出願における利用状況は明らかではない。

本研究では、大学のみならず、出願人全体の特許法第 30 条の利用状況を調査し、現状と 課題を明らかにすることを目的とした。

2012年4月1日から2014年3月31日までの間に特許法第30条、新規性喪失の例外規定を適用して出願された日本特許を研究対象とし、これらの公開特許公報をNRIサイバーパテントデスクIIにより検索して収集を行った。新規性喪失の例外規定を適用して出願された特許のデータとしては、出願番号、出願日、公開番号、公開日、第30条適用項目、新規性喪失日、新規性を喪失した理由、発明の名称、国際特許分類、審査請求の有無を抽出し、分析を行った。

検索により 5188 件の新規性喪失の例外規定を適用した特許出願が得られたが、日本を指定国とした PCT (特許協力条約) 出願を除くと、対象とする特許出願は 5126 件となった。特許法第 30 条の適用項を分析すると、特許を受ける権利を有する者の意に反した公表を救済する第 1 項は 216 件、特許を受ける権利を有する者の意志による公表を救済する第 2 項は 4708 件であり、第 30 条第 2 項を適用した特許出願が 90%を超えていることが明らかになった。また、新規性を喪失した理由としては、学会の論文集や予稿集などの刊行物による公表の割合が約 46%と多かった。国際特許分類を用いた技術分野の調査では、セクション A (生活必需品) および G (物理学) の割合が多かった。出願人に関する調査では、企業による単願が多く、共願の約 3 倍の差であった。共願の組み合わせは、企業と企業の組み合わせが最も多く、次いで企業と大学の組み合わせによる出願が多かった。新規性喪失の例外規定が利用可能な残り日数の調査では、100 日以上余裕をもった出願と残り 0~9 日と余裕を持たない出願に大きく分かれていることが明らかになった。また、審査請求を行っている出願の、残り日数の調査では、適用期間に余裕のない出願よりも、100 日以上余裕をもった出願が多いことが明らかになった。

本研究の結果、新規性喪失の例外規定を使用した特許出願は、全特許出願の約 1.1%を占め、企業による単願および企業と大学との共願が多く認められた。企業は特許権の確保または他者による権利化の防止のため、新規性喪失の例外規定を利用した特許出願が多くなっていると考えられる。新規性喪失の例外規定による猶予期間、また公表のために作成した書類等を利用した仮出願制度を検討することにより、発明の公表の前または直後の速やかな特許出願が可能になると考える。

(指導教員 岩澤まり子)